

国有林野産物公売及び造林事業請負入札説明書

分任契約担当官
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長

鹿児島森林管理署の一括発注事業（立木販売・造林事業）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 競争入札に付する事業の概要

入札公告のとおりとする。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告のとおりとする。

3. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、入札公告の2に掲げる競争入札に参加する資格を有することを証明するために、分任支出負担行為担当官あてに「競争参加資格確認申請書」（以下「申請書」という。）及び、「競争参加資格確認資料」（以下「資料」という。）を入札公告に示す期日までに提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出しない者又は、競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (2) 競争参加資格の確認に必要な書類の様式については、本説明書に示すほか九州森林管理局ホームページに掲載している「造林事業及び素材生産事業の入札に関する事項」（http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/zourin_sozaiseisan/index.html）からダウンロードすることができる。

- (3) 申請書は、別紙様式1により作成すること。

- (4) 資料は、次に従い作成すること。ただし、事業の実績については、事業が完了し、引渡しが済んでいるものに限り記載すること。

ア 一般競争参加資格確認通知書（林産物売払）の写し

イ 全省庁統一資格

「役務の提供等（その他）」の全省庁統一資格確認通知書の写し。

ウ 共同事業体結成協定書

共同事業体を結成し入札に参加する場合は、その共同事業体の名称、共同事業体の代表者氏名及びその構成員が判る協定書等を提出すること。

エ 同種事業の実績

入札公告の2（6）に掲げる資格があることを判断できる当該事業と同種の事業（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、除伐Ⅱ類、枝打、保育間伐（本数調整伐を含む。）及び、衛生伐等の造林事業をいう。以下「同種事業」という。）の実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請けに係る実績も含む。以下に同じ）を別紙様式2に記載すること。

なお、自己山林に関する同種事業の実績についても実績として評価することとする。その場合、発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、自己山林実績数量と都道府県の造林補助事業における標準単価及び地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

また、同種事業について、公告日の属する年度の前年度及び前々年度の2年間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」（平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知）による事業成績評定を受けた事業がある場合は、入札しようとする者の2年間の契約ごとの評定点を別紙様式3に記載し、合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

オ 配置予定技術者（現場代理人）の同種事業の経験

入札公告の２（７）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者（現場代理人）の会社名、同種事業の経験等を別紙様式４に記載すること。

なお、技術者（現場代理人（技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む。））は、同種事業に年間少なくとも１回以上従事し、かつ、通算で３年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。ただし、従事期間は連続する３年である必要はないものとする。

カ 配置予定従事者の社会保険等加入及び技能等の状況

配置予定の従業員（現場代理人及び作業員）の社会保険等（健康保険、年金保険、雇用保険）への加入状況及び配置予定の技能者の資格等を別紙様式５に配置予定従事者別に記載すること。また、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。なお、保険加入状況を証明する資料については、被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

キ 契約書の写し

上記アの同種事業の実績及び上記イの配置予定技術者（現場代理人）の同種事業の経験は、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容（同種事業の実績及び技術者の経験）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

ク 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況

「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況について、「作業安全規範（個別規範）チェックシート（林業個別事業者向け）」（別紙様式６）に記入すること。個別規範の内容に係る詳細については、「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業個別事業者向け）」を必要に応じて参照のこと。

ケ 添付書類の省略

当該年度内の初回の入札公告において提出した添付書類については、内容に異同がなく、提出先が同じ署等に限り、当該年度内の２回目以降の入札から、「提出添付書類一覧」（別紙様式１の１）に必要事項を記載し提出することで添付書類を省略することができる。（省略する添付書類は入札公告の年度によって対象年度が違ってくることに留意すること）

- （５）競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、競争参加資格の有無について入札公告に定めた期日までに書面により通知する。また、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

４．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （１）上記３．（５）の通知において、競争参加資格がないと認められた者は、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官に対して、その認められなかった理由について、書面（様式は自由とする。）により説明を求めることができる。なお、提出期限、場所及び提出方法は入札公告のとおりとする。
- （２）分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、入札公告に定めた期日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

５．申請書等の提出にあたっての留意事項

- （１）申請書等の作成説明会は、原則として実施しない。
- （２）提出書類は、申請書及び資料ともにそれぞれ１部を提出すること。
- （３）申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- （４）申請書等が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。
- （５）提出された申請書等は、返却しない。

- (6) 申請書等のヒヤリングは、原則として実施しない。
- (7) 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者（現場代理人）等に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官が承認した場合においては、この限りではない。
- (8) 申請書等に虚偽の記載をした場合その他入札に関する条件に違反した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）第 1 第 1 項の規定に基づく指名停止又は第 10 の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことができる。
- (9) 申請書等の作成に関する手続きについての問合せには応じるが、記載する内容等の問合せには一切応じない。

6. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- ア 当該価格で入札した理由
- イ 積算内訳書
- ウ 手持ち事業の状況
- エ 手持ち資材の状況
- オ 資材購入先一覧
- カ 手持ち機械の状況
- キ 労務者等の具体的供給見通し
- ク 過去に受注した同種の事業名及び発注者
- ケ 信用状況の確認
- コ その他必要な事項

(2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して 7 日以内とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。

なお、追加資料を提出する場合で、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とし、指名停止等措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該事業の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止等措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

7. 入札及び開札の日時及び場所

入札公告のとおりとする。

8. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 免除する。

9. 入札及び開札

- (1) 入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し直接提出しなければならない。ただし、郵便入札を当発注機関が入札公告によって認めた場合のみ書留郵便に限

り認める。電話、電子メールその他の方法による入札は認めない。

- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
- (3) 入札する金額の単位は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告のとおりとする。
- (5) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示、並びに当該代理人氏名を記名（外国人の署名を含む。以下同じ。）しておかなければならない。
- (6) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合（当発注機関が公告又は案内によって書留郵便入札を認めた場合のみ）は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（入札物件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。
- (7) 競争参加者、又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (8) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (9) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (10) 分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (11) 落札決定にあたっては、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、
 - ア 「国に納付します」と記載した入札書は、記載金額が最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 「国から支払いを受けます」と記載した入札書は、記載金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ウ 上記ア、イの入札者が同時にある場合は、アの者を落札者とする。また、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった立木等買受契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額と見積もった造林事業請負契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額の差額を入札書に記載すること。
- (12) 競争参加者の入札金額は、契約者購入とされる物品の価格のほか、輸送費、保険料、関税、役務費等の一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (13) 競争参加者は、請負代金又は物品代金の前払金の有無、前払金の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (14) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会わせてこれを行う。
- (15) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び、上記（14）の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (16) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の「競争参加資格確認通知書」の写しを持参すること。

なお、「競争参加資格確認通知書」の写しを提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。
- (18) 競争参加者又はその代理人は、分任支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (19) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

- (20) 競争参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (21) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人の全てが立会いしている場合にあっては引き続き、その他の場合にあっては分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官が定める日時において入札をする。なお、郵送による入札者については、引き続き再度の入札を行うこととなった場合、参加できないことをあらかじめ了解の上入札を行うこと。
- (22) 入札執行回数は原則 2 回とし、最高でも 3 回を限度とする。
- (23) 競争参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出書をもってこれに同意したものとする。

10. 事業費内訳書の提出

- (1) 入札物件の第 1 回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。なお、事業費内訳書の標準例は、別添 1「事業費内訳書（例）」のとおり。
- (2) 提出された事業費内訳書は返却しないものとする。
- (3) 提出された事業費内訳書について、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官が説明を求めることがある。

11. 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 入札金額、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）又は代理人が入札する場合における競争参加者の氏名又は名称若しくは商号並びに当該代理人の氏名のない入札書
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (4) 請負に付される事業名に重大な誤りのある入札書
- (5) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (6) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (7) 競争参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の判然としない入札書
- (8) 入札公告に示した入札書の受領最終日時までに到達しなかった入札書（郵便入札の場合）
- (9) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札書
- (10) 入札物件の第 1 回目の入札に際し、事業費内訳書の提出がなかった入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

12. 落札者の決定

- (1) 入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに問わず、見積もった立木等買受契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額と見積もった造林事業請負契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額の差額を入札書に記載すること。ただし、落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規程に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、
 - ア 「国に納付します」と記載した入札書は、記載金額が最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 「国から支払いを受けます」と記載した入札書は、記載金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ウ 上記ア、イの入札書が同時にある場合はアの者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、

落札者を決定するものとする。

- (3) 上記(2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官は、下記 15.(3)に記した調査を行った場合、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を当該契約の相手方とすることがある。
- (5) 落札者が分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

13. 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方として決定した日から7日を目安として、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官が定める期日までに契約を締結することとし、この事業の入札公告と併せて示した契約書案による契約書の取り交わしをするものとする。
なお、契約の相手方が遠隔地にある等、特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名して押印し、さらに、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官が当該契約書の送付を受けて、これに記名して押印するものとする。
- (3) 上記(2)の場合において、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

14. 契約条項

別紙様式の契約書(案)のとおりとする。

15. 事業成績評定の実施

請負金額が、500万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について」(平成20年3月31日付け林国業第244号林野庁長官通知)に基づき事業成績評定を実施するものとする。なお、受注者が事業実行中、技術改革等に関する取組みを実施した場合は、様式5-①「技術改革等に関する取組みの実施状況」を提出することができる。なお、具体的な内容の説明資料として写真等を添付すること。

16. その他必要な事項

- (1) 分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官の官職及び氏名は、入札公告等のとおりとする。
- (2) 本件申請等に関する問合せ先は、入札公告等に示した入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 落札者は、上記3(4)オ及びカの資料に記載した配置予定の技術者(現場代理人)及び技能者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (5) 花粉発生源であるスギ人工林の伐採・植替えを効率的・集中的に実施する「重点区域に準じた国有林」において植付を行う場合、原則花粉の少ない苗木等を使用すること。
※花粉の少ない苗木等は、無花粉、少花粉、低花粉、特定苗木及び他樹種を指す。

以上。

国有林野産物公売及び造林事業請負 入札者注意書

分任契約担当官
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長

入札参加者は、入札公告書、契約書（案）、本記載事項等、当発注機関が掲示した条件を熟知の上、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行わず独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。
5. 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった立木等買受契約金額の 110 分の 100 に相当する金額と、見積もった造林事業請負契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額の差額を入札書に記載すること。ただし、落札者の決定は競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規程に基づき作成された予定価格の範囲内で、
 - ア 「国に納付します」と記載した入札書は、記載金額が最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 「国から支払いを受けます」と記載した入札書は記載金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ウ 上記ア、イの入札書が同時にある場合は、アの者を落札者とする。また、所定の用紙を使用しない場合は「入札注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
6. 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
7. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
8. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
9. 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しない。
10. 入札物件の第 1 回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した事業費内訳書を入札書とともに提出すること。

11. 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
 - (1) 入札参加資格のない者のした入札。
 - (2) 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - (3) 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - (4) 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - (5) 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
 - (6) 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (7) 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）。
 - (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札書
 - (9) 入札物件の第1回目の入札に際し、事業費内訳書の提出がなかった入札書
 - (10) その他、入札条件に違反した入札書。
12. 一旦提出した入札書は、その理由の如何に関わらず引換え、変更又は取消しをすることはできない。
13. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申出があっても受理しない。また、落札宣言後は錯誤等を理由に入札無効の申出があっても受理しない。
14. 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立会って行う。
15. 開札の結果、落札しなかったときは、直ちに再度の入札を行うことがある。
16. 予定価格が1千万円を超える入札については、低入札価格調査制度があり、次によって行う。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 - (5) 入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合、前項の通知があるまでは、入札者は、入札保証金又は入札保証保険証券の返還を求めることができない。
17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
18. 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじ

を引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

19. 入札書には、各入札者が見積もった立木等買受契約金額の110分の100に相当する金額と、見積もった造林事業請負契約希望金額の110分の100に相当する金額の差額を入札書に記載すること。
20. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
21. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
22. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 23 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
24. 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはない。
- 25 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 26 この契約によって生ずる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き第三者に受領の委任をすることができません。
27. このほか不明の点は、入札前に問合せること。

以上。

特 約 事 項 （立木販売）

- 1 売払立木の搬出延期料は、国に納付すること。
- 2 売払立木の引渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長等に提示し、またはその写しを森林管理署長等に提出することにより、当該立木販売契約に係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。
- 3 別紙「立木販売物件一覧表」に記載する特約事項について確認し遵守すること。
- 4 事業計画書等の提出及び承認
 - ① 買受人は、事業着手の一週間前までに現地を精査の上、「立木販売事業着手届」を事業地の所轄する森林官等を經由の上森林管理署長等に提出すること。
 - ② 買受人は、別記に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出し、その確認を受けること。
 - ③ 買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林内に集材路又は、土場を作設する必要があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
 - ④ 買受人は、③で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に申請し、承認を受けること。
 - ⑤ 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならないこと。
- 5 伐採の方法及び区域の設定
 - ① 土砂の流出又林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否等について、森林管理署長等と調整すること。
 - ② 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行うこと。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林管理署長等と協議すること。
 - ③ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させないこと。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めること。
- 6 集材路及び土場の計画及び施工
 - (1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設
 - ① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流入又は地割れの有無等を十分に確認すること。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画すること。
 - ② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線の組み合わせを検討すること。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を及ぼす場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材等を検討すること。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。
※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例
 - ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
 - ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所
 - ③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにすること。
 - ④ 集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせること。
 - ⑤ ヘアピンカーブ等を設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置

すること。

- ⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置すること。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとし、やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置すること。
- ⑦ 集材路については、沢を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置すること。谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施すること。
- ⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討すること。このとき、集材路の作設に当たっては、森林管理署長等と協議等を行うこと。

(2) 周辺環境への配慮

- ① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等の対策を講じること。
- ② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、必要に応じて集材路の線形及び作業の時期の変更等について森林管理署長等と協議すること。
- ③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう検討すること。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要であることから、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うこと。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置すること。

このほか、以下の点に留意すること。

- ① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置すること。
- ② 横断溝等やカーブを利用して分散排水すること。排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水すること。
- ③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧すること。
- ④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにすること。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止すること。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去すること。
- ⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水すること。
- ⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水すること。
- ⑦ 丸太を利用した開きよ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮すること。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うこと。
- ⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとること。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けること。

(4) 切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工すること。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにすること。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめ

とする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要な空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は 6 分、風化の進度又は節理の発達の違い岩石の場合は 3 分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m 程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が 1m でも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うこと。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 cm 程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工すること。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね 1 割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が 2m を超える場合は、1 割 2 分より緩い勾配とすること。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにすること。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4 (3) に留意して横断溝等を設置すること。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うこと。

7 事業実行上の対策

(1) 伐採・造材・集運材における事業実行上の配慮

① 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じること。

② 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では極力通行を避けること。なお、このような状況下で通行しなければならない場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止すること。

③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施すること。

④ 搬出に当たっては、作業現場の周辺地域に配慮し地域住民からの苦情等が発生することのないよう努めること。

8 事業実施後の整理

(1) 枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努めること。

② 枝条及び残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意すること。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図ること。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じること。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みには避けること。

エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないこと。

(2) 集材路及び土場の整理

① 集材路及び土場は、植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うこと。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土

が流出しないようしっかりと締め固めること。

② 立木の伐採・搬出に使用した資材、油脂等の確実な整理及び撤去を行うこと。

③ 全ての作業が終了し、作業現場を引き上げる際に、伐採現場における枝条及び残材等の整理の状況を森林管理署長等に報告し、必要により適切な措置を行うこと。

9 木材運搬時のトラック走行については、重量制限を遵守するとともに雨天時等路面に損傷を与えることが予想される場合には、トラック配車の調整や損傷防止策（鉄板・敷砂利等）を講じること。
なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、修復等原状回復させる場合がある。

10 下流域に汚濁等の発生が予想される場合、買受人は事前に予防対策を講じるとともに、汚濁等が発生した場合は速やかに除去等改善策及び再発防止策を講じ、併せて下流域関係者への説明等の措置を講ずること。

11 その他

① 集材路・土場の作設に当たっては、森林法その他関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実にすること。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意すること。

② 買受人は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むこと。

③ 上記5～8については、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき定めたものであり、事業実行の際には同指針を遵守すること。

伐採及び集材等に係るチェックリスト

年 月 日

契 約 者：_____

事業実施者：_____

物 件 名：_____

チェック項目	確認
(1) 伐採の方法及び区域の確認 ① 伐採する区域の事前確認を行う。 ② 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署長等が示す保護樹帯や保残木を保全する。 ③ 林地の生物多様性の保全に配慮した伐採及び搬出方法を採用する。	☐
(2) 林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ① 集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ③ 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④ 現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤ 集材路の線形は、地形追従とする。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。 ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林管理署長等と協議を行う。	☐
(3) 人家、道路、取水口周辺等での配置 ① 集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ② 水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	☐
(4) 生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生息を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☐

チェック項目	確認
(5) 切土・盛土 ① 集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を低く抑える。盛土はしっかり締め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する ③ 残土が発生した場合には、森林管理署長等と協議のうえ渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	☐
(6) 路面の保護と排水の処理 ① 雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ② 路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☐
(7) 渓流横断箇所の処理 ① 渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れでないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ② 洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☐
(8) 作業実行上の配慮 ① 集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨時により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。 ⑤ 枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。 ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する	☐
(9) 事業実施後の整理 ① 枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ② 集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。 ③ 伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林管理署長等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	☐

令和 年 月 日

〇〇森林管理署長 殿

買受人
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

立木販売物件における事業計画の提出について

令和〇年〇月〇日付けで契約した〇〇国有林〇〇林小班について、下記のとおり事業計画を提出しますので承認していただきますようお願いいたします。

記

1. 物件名 〇〇国有林〇〇林小班
2. 実施事業者 〇〇株式会社（買受者との関係： ）
3. 伐採方法 皆伐 間伐
4. 搬出方法 車輛系 架線系
5. 着手予定日 令和〇年〇月〇日
6. 保安林に係る対応状況（いつ頃対応予定か 等）
8. 事業計画表 別紙のとおり
9. 搬出路計画図 別紙のとおり
10. 伐採及び搬出に係るチェックリスト 別紙のとおり

物件名： 国有林 林小班
令和 年度

令和 年度

[illegible]

令和 年度

[illegible]

令和 年度

[illegible]

令和 年度

[illegible]

森林管理署長

(住所)

(氏名又は名称)

立木販売事業着手届

令和 年 月 日付けで契約した立木販売物件において、下記のとおり着手しますので提出します。

記

物件名	市 国有林 林小班
事業実施者	(住所) (氏名又は名称)
伐採方法	皆伐 間伐
搬出方法	車輛系 架線系
着手年月日	令和 年 月 日
終了予定日	令和 年 月 日

備考

- 1：搬出箇所を精査のうえ、着手する一週間前までに提出してください。
- 2：提出いただいた立木販売事業着手届は、関係労働基準監督署へ写しを提出しますので、ご承知おきください。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

〇〇 森林管理署長
宛て
支署長

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

立木購入物件の搬入予定先調査表

(記入例)

契約日 令和 年 月 日

単位(m3)

林小班	面積(ha)	伐採方法	区分	物件の立木材積 (m3)					素材搬入予定先			
									A材及びB材			大曲等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	その他	(C材及びD材)
123は外	4.25	・皆伐 ・間伐	・国造林 ・分収造林 ・分収育林 ・官行造林	2,000	1,000	50	50	3,100	〇〇製材所	〇〇市場	〇〇合板	自社チップ
									900 m3	650 m3	50 m3	m3
									〇〇市場			〇〇チップ工場
									800 m3			300 m3
												〇〇バイオマス
												250 m3
												輸出用(〇〇港)
												50 m3

注1) 皆伐、間伐のうち該当するものに「○」をつけてください。

注2) 国有林、分収造林、分収育林、官行造林のうち該当するものに「○」をつけてください。

注3) 搬入予定先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注4) 搬入予定量は素材として搬入を予定している材積の量を50m3単位で記載してください。

〇〇 森林管理署長
宛て
支署長

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

立木購入物件の搬入予定先調査表

契約日 令和 年 月 日

単位(m3)

林小班	面積(ha)	伐採方法	区分	物件の立木材積 (m3)					素材搬入予定先			
									A材及びB材			大曲等
				スギ	ヒノキ	その他N	L	計	スギ	ヒノキ	その他	(C材及びD材)
		・皆伐	・国造林									
									m3	m3	m3	m3
		・間伐	・分収造林									
			・分収育林									
			・官行造林									

注1) 皆伐、間伐のうち該当するものに「○」をつけてください。

注2) 国有林、分収造林、分収育林、官行造林のうち該当するものに「○」をつけてください。

注3) 搬入予定先については、各項目ごとに主な2～3社をご記入をお願いします。

注4) 搬入予定量は素材として搬入を予定している材積の量を50m3単位で記載してください。

○ 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率 10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

701号物件 10.00%

令和6年度 立木一般競争入札物件一覧表

入札 令和7年2月21日(金) 午前10時05分 施行

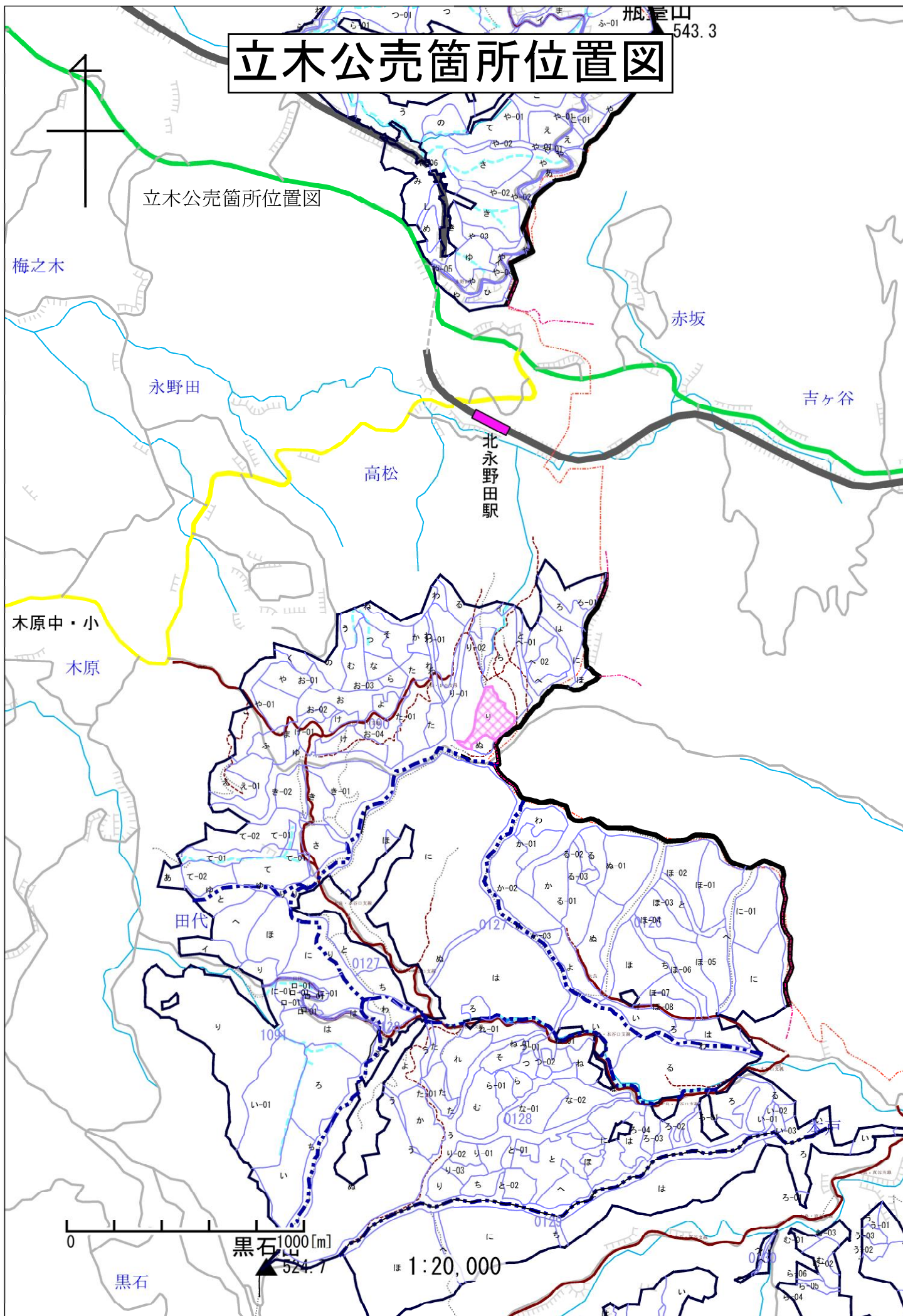
鹿児島森林管理署

物件 番号	国有林 林小班	林齢	伐採種 面 積	樹種	種別	一般材		低質材		計		摘 要	備 考
						本数	材積	本数	材積	本数	材積		
701	高松 1090㍿	78 年生	皆伐 4.00 ha	スギ	生立木	594	1,016.23	194	128.83	788	1,145.06	【国有林】 連絡先：霧島森林事務所 0995-57-0065 ※現地案内 日 時 令和7年2月7日(金) 13時30分 集合場所 霧島総合支所 ※特約事項 ・保安林協議が必要です。	当該地は、造林事業請負との一 括入札物件です。 詳細は、入札説明書をご確認く ださい。
				他L	生立木			626	356.98	626	356.98		
				計		594	1,016.23	820	485.81	1,414	1,502.04		
混合契約物件													

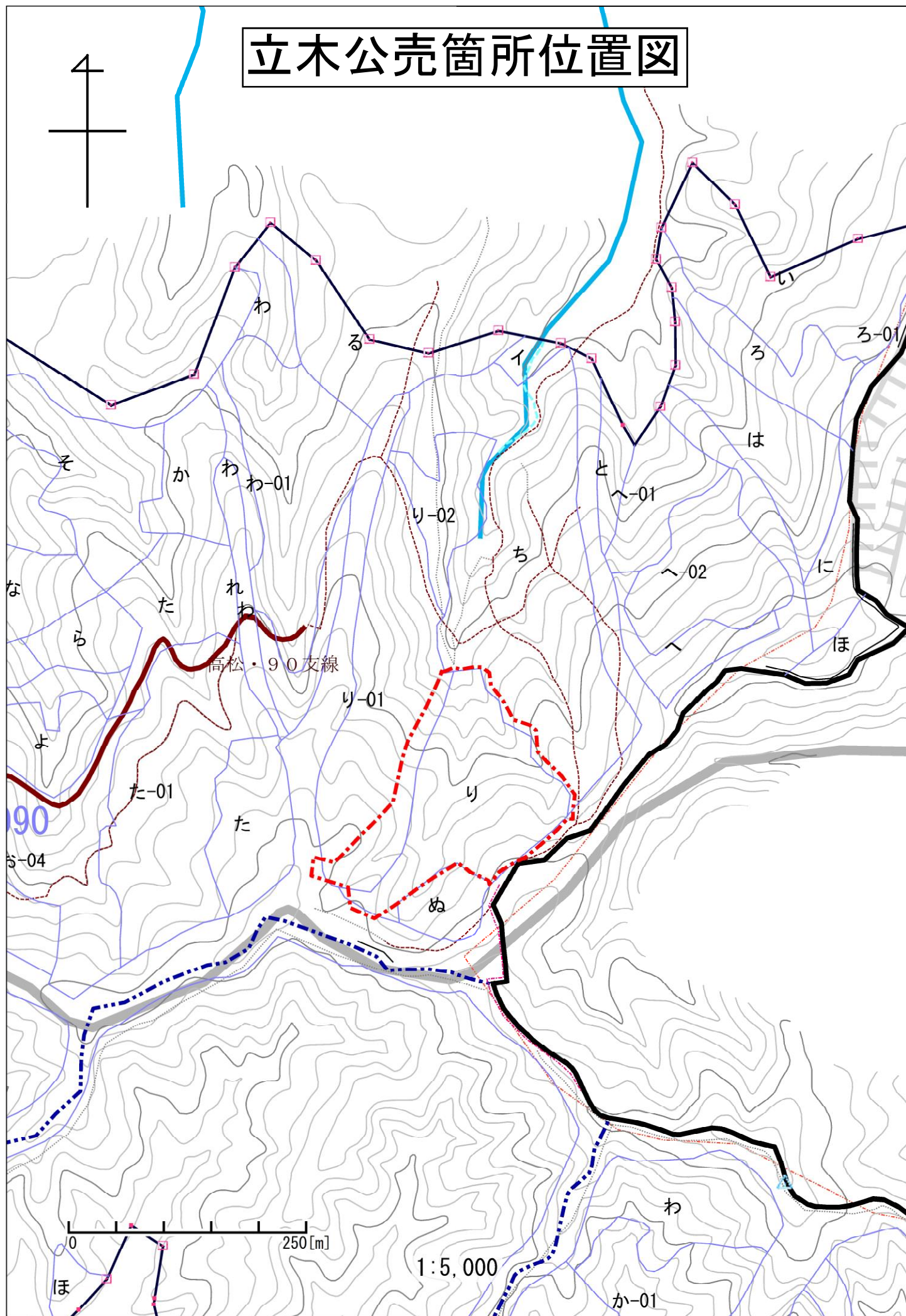
〈 2月21日入札〉立木販売(混合契約)現地案内日程表

事務所	区分	林小班	日 程		集合場所
霧島	国造	1090㍿	2月7日(金)	13時30分	霧島総合支所

立木公売箇所位置図



立木公売箇所位置図



樹 材 種 別 一 覧 表

 復命書番号 : 05 - 76
 林班 : 1090

 森林事務所 : 霧島森林事務所
 小班 : ⅴ

 国有林名 : 高松
 伐区 :

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分	品 質 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
スギ	一般材	生立木	生立木	高齢級	18	17	1	0.22	0.220	無
					20	18	1	0.28	0.280	無
					22	20	1	0.37	0.370	無
					24	21	12	5.52	0.460	無
					26	23	9	5.31	0.590	無
					28	23	19	12.73	0.670	無
					30	25	21	17.43	0.830	無
					32	26	29	27.55	0.950	無
					34	26	37	38.85	1.050	無
					36	27	36	43.20	1.200	無
					38	27	48	63.36	1.320	無
					40	26	52	71.76	1.380	無
					42	26	39	58.50	1.500	無
					44	27	42	70.56	1.680	無
					46	27	46	83.26	1.810	無
					48	27	27	52.38	1.940	無
					50	27	41	85.28	2.080	無
					52	28	34	78.20	2.300	無
					54	28	20	49.00	2.450	無
					56	29	13	34.97	2.690	無
					58	30	19	56.05	2.950	無
					60	30	14	43.68	3.120	無
					62	30	11	36.30	3.300	無
					64	30	5	17.40	3.480	無
					66	30	7	25.62	3.660	無
					68	30	5	19.25	3.850	無
					70	31	1	4.17	4.170	無
					74	31	1	4.58	4.580	無
					76	31	1	4.78	4.780	無
					80	31	1	5.21	5.210	無
				品質計			593	1,015.77		
				間・根	24	21	1	0.46	0.460	無
				品質計			1	0.46		
			態様計		44	27	594	1,016.23		
		生被計					594	1,016.23		

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

復命書番号： 05 - 76 森林事務所： 霧 島 森 林 事 務 所 国有林名： 高 松
林班： 1090 小班： 12 伐区：

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

 復命書番号 : 05 - 79
 林班 : 1090

 森林事務所 : 霧島森林事務所
 小班 : ⅲ

 国有林名 : 高松
 伐区 :

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
広葉樹Ⅰ	低質材	生立木	生立木		24	10	2	0.44	0.220	無
					24	13	1	0.29	0.290	無
					24	14	3	0.93	0.310	無
					24	15	17	5.61	0.330	無
					24	16	11	3.96	0.360	無
					24	17	1	0.38	0.380	無
					26	14	6	2.16	0.360	無
					26	15	13	5.07	0.390	無
					26	16	10	4.10	0.410	無
					26	17	3	1.32	0.440	無
					28	14	1	0.42	0.420	無
					28	15	6	2.70	0.450	無
					28	16	9	4.23	0.470	無
					28	17	5	2.50	0.500	無
					28	18	2	1.06	0.530	無
					30	13	2	0.88	0.440	無
					30	15	4	2.04	0.510	無
					30	16	6	3.24	0.540	無
					30	17	2	1.14	0.570	無
					30	19	1	0.64	0.640	無
					32	15	2	1.14	0.570	無
					32	16	9	5.49	0.610	無
					32	17	7	4.55	0.650	無
					32	24	1	0.91	0.910	無
					34	14	1	0.60	0.600	無
					34	15	2	1.28	0.640	無
					34	16	6	4.08	0.680	無
					34	17	3	2.16	0.720	無
					36	16	2	1.52	0.760	無
					36	17	5	4.00	0.800	無
					36	18	1	0.85	0.850	無
					38	16	3	2.52	0.840	無
					38	17	4	3.56	0.890	無
					40	17	4	3.92	0.980	無
					40	18	2	2.06	1.030	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 05 - 79
林班 : 1090

森林事務所 : 霧島森林事務所
小班 : ⅴ

国有林名 : 高松
伐区 :

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分	品 質 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
広葉樹Ⅰ	低質材	生立木	生立木		42	16	1	1.01	1.010	無
					42	17	1	1.07	1.070	無
					44	17	2	2.34	1.170	無
					46	16	1	1.19	1.190	無
					46	18	1	1.34	1.340	無
					52	18	1	1.71	1.710	無
				品質計			164	90.41		
			態様計		30	16	164	90.41		
		生被計					164	90.41		
	材種計						164	90.41		
- 樹種計 -							164	90.41		
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		20	10	1	0.16	0.160	無
					20	13	2	0.40	0.200	無
					20	14	7	1.54	0.220	無
					20	15	5	1.15	0.230	無
					22	12	1	0.22	0.220	無
					22	13	1	0.24	0.240	無
					22	14	5	1.30	0.260	無
					22	15	4	1.12	0.280	無
					22	16	2	0.58	0.290	無
					24	12	1	0.26	0.260	無
					24	13	4	1.12	0.280	無
					24	14	14	4.20	0.300	無
					24	15	29	9.28	0.320	無
					24	16	14	4.76	0.340	無
					24	17	5	1.80	0.360	無
					24	18	2	0.76	0.380	無
					26	12	2	0.60	0.300	無
					26	13	2	0.64	0.320	無
					26	14	7	2.45	0.350	無
					26	15	29	10.73	0.370	無
					26	16	35	13.65	0.390	無
					26	17	10	4.20	0.420	無
					26	18	1	0.44	0.440	無
					28	10	1	0.28	0.280	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

復命書番号 : 05 - 79
林班 : 1090

森林事務所 : 霧島森林事務所
小班 : ⅲ

国有林名 : 高松
伐区 :

樹 種 名	材 種 分 区	生 被 別	態 様 分 区	品 質 分 区	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		28	11	1	0.31	0.310	無
					28	12	1	0.34	0.340	無
					28	13	1	0.37	0.370	無
					28	14	3	1.17	0.390	無
					28	15	5	2.10	0.420	無
					28	16	23	10.35	0.450	無
					28	17	9	4.32	0.480	無
					30	14	4	1.84	0.460	無
					30	15	7	3.43	0.490	無
					30	16	18	9.36	0.520	無
					30	17	14	7.70	0.550	無
					30	18	1	0.58	0.580	無
					32	13	2	0.96	0.480	無
					32	14	2	1.04	0.520	無
					32	15	7	3.92	0.560	無
					32	16	17	10.03	0.590	無
					32	17	12	7.56	0.630	無
					32	18	3	1.98	0.660	無
					32	19	1	0.70	0.700	無
					34	13	1	0.55	0.550	無
					34	15	7	4.41	0.630	無
					34	16	11	7.37	0.670	無
					34	17	14	9.94	0.710	無
					34	18	4	3.00	0.750	無
					34	19	2	1.58	0.790	無
					36	12	1	0.56	0.560	無
					36	15	4	2.80	0.700	無
					36	16	9	6.66	0.740	無
					36	17	13	10.27	0.790	無
					38	15	2	1.54	0.770	無
					38	16	4	3.28	0.820	無
					38	17	8	6.96	0.870	無
					40	15	1	0.85	0.850	無
					40	16	5	4.50	0.900	無
					40	17	10	9.60	0.960	無

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

樹 材 種 別 一 覧 表

 復命書番号 : 05 - 79
 林班 : 1090

 森林事務所 : 霧島森林事務所
 小班 : 1

 国有林名 : 高松
 伐区 :

樹 種 名	材 種 分	生 被 別	態 様 分	品 質 分	胸 高 直 径	樹 高	本 数	幹 材 積	平 均 木 材 積	控 除 有 無
広葉樹Ⅱ	低質材	生立木	生立木		40	18	3	3.03	1.010	無
					40	19	2	2.14	1.070	無
					42	15	1	0.92	0.920	無
					42	16	3	2.97	0.990	無
					42	17	6	6.30	1.050	無
					42	18	3	3.33	1.110	無
					44	17	3	3.39	1.130	無
					44	18	4	4.80	1.200	無
					44	20	1	1.33	1.330	無
					46	15	1	1.09	1.090	無
					46	16	1	1.16	1.160	無
					46	17	4	4.92	1.230	無
					46	18	5	6.50	1.300	無
					46	19	1	1.37	1.370	無
					48	17	1	1.34	1.340	無
					48	18	1	1.42	1.420	無
					50	17	4	5.80	1.450	無
					50	18	3	4.59	1.530	無
					52	16	1	1.46	1.460	無
					52	17	2	3.12	1.560	無
					56	17	1	1.78	1.780	無
				品質計			462	266.57		
			態様計		30	16	462	266.57		
		生被計					462	266.57		
	材種計						462	266.57		
- 樹種計 -							462	266.57		
- L 計 -							626	356.98		
- 合計 -							626	356.98		

* 態様計の胸高直径、樹高は、平均胸高直径、平均樹高である。

物 件 明 細 書

物件番号	1
------	---

1. 作業内訳

森 林 事務所	作業種	市町村	国有林名	林小班	植栽 年度	区域面 積(ha)	控除面 積(ha)	契約面積 (ha・m)	履行期間		林分条件		作業条件							使用材料(契約者購入)	
									開始	期限	傾斜	植生等 の状況	作業形態	作業区分 (下刈年次)	通勤形態	人員輸送 距離(km)	つる本数 (本/ha)	伐採数量 (本/ha)	植栽本数 (本)	品名	数量
霧 島	植付	霧島市	高松	1090 り	R8	4.00		4.00	引渡しの日から	令和9年 2月26日まで	急	易	人力	長方形植	車通勤	10.2	－	－	8,000	有 (苗木の詳細は別添特約事 項内訳書による)	
	小計					4.00		4.00											8,000		
合 計		契約面積(ha)				4.00		4.00											8,000	スギ・コナラ苗	8,000本

- 【留意事項】
1. 林令は植栽年度を1年とした累積年である。
 2. 傾斜区分は、31度以上:急、21～30度:中、20度以下:緩である。
 3. 植生等の条件は、作業地における植生等の難易度を示すものである。
 4. つる本数、伐倒本数は標準地調査による目安本数である。
 5. 作業着手は事業計画書の承認後となる。

2. 作業箇所位置図
別添のとおり

別 紙

高松国有林(立木販売・造林事業)一括発注請負
使用材料規格内訳書
【請負者購入分】

令和7年1月22日付け入札公告、高松国有林(立木販売・造林事業)一括発注請負の植付作業に伴う使用材料については、下記品質規格同等品及びその規格品以上とする。

記

記入 番号	林小班	作業種	作業区分	契約面積	使 用 材 料 等			備考
					品名	品質規格	数量	
	1090㍿	植付	長方形植	4.00ha	林業用 スギ苗木	コンテナ苗【MC苗】鹿児島県産 根元径5.0mm上 苗長35cm上 花粉の少ない苗木	8,000本	
		計		4.00ha			8,000本	

入 札 書

入札物件 第 701 号
高松国有林（立木販売・造林事業）一括発注請負

金 円也

（国に納付します。・国から支払いを受けます。）

ただし、立木等買受見積金額と造林作業請負見積金額の差額で消費税及び地方消費税（以下「消費税」という）抜きの金額

上記金額に消費税相当額 10% を加算した金額に基づいて森林管理署長等の承認する金額により立木等買受代金を納付することおよび造林作業請負代金の支払を受けることについて、鹿児島森林管理署 1090 林班り小班の立木等の買受けおよびその跡地の造林作業の請負につき、国有林野産物売払規程並びに鹿児島森林管理署長の示す契約条件及び入札注意書を承知の上入札いたします。

なお、立木等の買受代金および造林作業請負代金の内訳金額については、鹿児島森林管理署長の承認するところに異議ありません。

令和 年 月 日

鹿児島森林管理署長 殿

住 所

会社名

印

（注）金額欄の（ ）書の不要部分を抹消すること

入札金額内訳書

事業名： 高松国有林（立木販売・造林事業）一括発注請負

事業体名：

立木購入金額

円

造林請負金額

（内訳は別紙）

円

（注）消費税は含めない。

事業費内訳書(例)

区 分	作業種	細 別	数 量	単位	金 額	備 考
直接事業費		労務費				
		材料費				
		機械器具損料				
	小 計					
間接費	共通仮設費					
	小 計					
	現場管理費					
	小 計					
	計					
一般管理費						
	小 計					
合 計						
消費税						
総計						

令和 年 月 日

委任状

分任契約担当官
分任支出負担行為担当官
鹿児島森林管理署長 殿

委任者

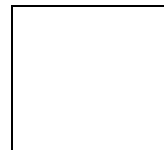
私は、下記の者を代理人と定め次の権限を委任します。

記

1. 代理人

所 属
氏 名

代理人使用印



2. 委任事項

下記物件の入札に関する一切の件

- (1) 入札年月日
- (2) 入札場所
- (3) 事業名